

# 定 款

株式会社旭川保健医療情報センター

旭川市金星町1丁目1番50号

# 定 款

## 第 一 章 総 則

( 商 号 )

第 1 条 当社は、株式会社旭川保健医療情報センターと称する。

( 目 的 )

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 通信回線及びコンピュータを利用した、保健・医療並びに各種情報システムの調査、研究、開発及びコンサルティング
- 2 保健・医療並びに各種情報システムのコンピュータによる情報処理及び情報提供サービス
- 3 ソフトウェア、コンピュータ及びオフィスオートメーション機器の販売並びに賃貸
- 4 上記各号に附帯する一切の事業

( 本店の所在地 )

第 3 条 当社は、本店を北海道旭川市に置く。

( 公告の方法 )

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

( 機関構成 )

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役を置くほか、取締役会及び監査役を置く。

## 第 二 章 株 式

( 発行可能株式総数 )

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、13,895株とする。

( 株券の発行 )

第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。

( 株券の種類 )

- 第 8 条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、200株券、1,000株券の5種類とする。ただし、その他の株式数を表示する株券を発行することができる。
- 2 株主が株券の所持を希望しない旨を申し出たときは、株券を発行しない。

( 募集株式の発行等 )

第 9 条 当社の発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、募集事項の決定は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による。

(株主名簿記載事項の記載の請求手続等)

第10条 当会社の株式に関する株主名簿記載事項の記載の請求、質権の登録、株券の再発行、その他株式の取扱いに関する手続きについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第三章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要の都度招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定める順序による代表取締役が、取締役会の決議に基づき招集する。

3 代表取締役に事故があるときは、取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

4 株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は取締役会の決議により定める。

5 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

6 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、当該株主総会において選任する。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主又はその法定代理人は、代理人をもって議決権を行使することができる。

この場合において、当該代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役が署名又は記名押印し保存する。

#### 第 四 章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は3名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第18条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

3 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

2 社長に事故があるときは、取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

3 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

4 取締役会の議長は、当該取締役会において選任する。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役)

第22条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、取締役の退職慰労金の額及びその算定方法は、別表退職慰労金算定基準のとおりとし、この基準を超えるものについては、株主総会の決議によって定める。

## 第五章 監査役

(員数)

第25条 当会社の監査役は1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 3 取締役が監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役(監査役が2名以上ある場合あってはその過半数)の同意を得なければならない。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第28条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上

の利益については、株主総会の決議によって定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査役の退職慰労金の額及びその算定方法は、別表退職慰労金算定基準のとおりとし、この基準を超えるものについては、株主総会の決議によって定める。

## 第 六 章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。ただし、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

附 則

この定款は昭和62年2月27日から施行する。

この定款は昭和63年5月31日から施行する。

この定款は平成2年1月20日から施行する。

この定款は平成3年6月28日から施行する。

この定款は平成3年11月19日から施行する。

この定款は平成6年6月27日から施行する。

この定款は平成14年6月24日から施行する。

この定款は平成15年6月24日から施行する。

この定款は平成17年6月28日から施行する。

この定款は平成19年6月26日から施行する。

別 表

退職慰労金算定基準

- 1 役員の退職慰労金は算定基準別表により算定し、その支給の時期及び方法は、取締役会の決議をもって定める。
- 2 在任期間が1年に満たない端数月が生じた場合は、次の区分により算定する。
  - (1) 端数月が6か月未満の場合は、2分の1とする
  - (2) 端数月が6か月以上の場合は、1年とする
- 3 特別な事情により延長した在任期間については、支給の対象としない。
- 4 取締役会が特に必要と認めた場合は、前3項の規程にかかわらず、株主総会の決議を経た金額を支給することができる。
- 5 次の各号に掲げる役員は、適用しないものとする。
  - (1)旭川市職員(特別職を含む)で役員に就任した者。
  - (2)旭川市を退職した元職員(特別職)を含むで役員に就任した者。

算定基準別表

区 分	金 額
常勤代表取締役	1年につき 150,000円
非常勤代表取締役	1年につき 100,000円
常勤取締役	1年につき 100,000円
非常勤取締役	1年につき 50,000円
常勤監査役	1年につき 100,000円
非常勤監査役	1年につき 50,000円